

健康保険法の一部改正により順次改正が行われます

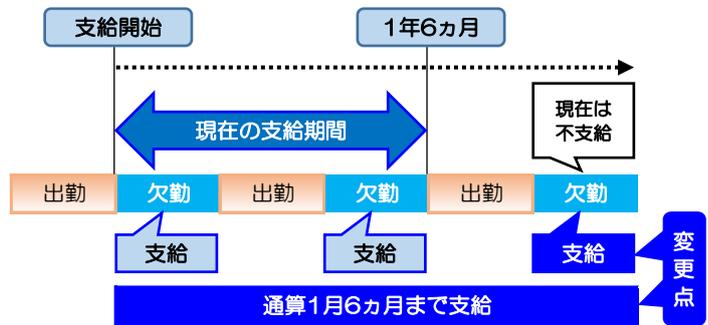
「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、令和4年1月より、次のような改正が行われます。

● 傷病手当金の支給期間の通算化

令和4年1月から

病気やけがで働けないときに支給される「傷病手当金」の支給期間は、支給開始日から1年6ヵ月までとされていましたが、がん治療等で長期間にわたり休暇をとりながら働くケースなど、治療と仕事の両立を支えるために、働いた期間を除いて1年6ヵ月を通算できるようになります。

◆ 傷病手当金見直しのイメージ



※令和4年1月1日時点で傷病手当金を受給中（令和2年7月2日以降の支給開始）の方が対象となります。

● 任意継続被保険者制度の見直し

令和4年1月から

① 本人の申出による資格喪失が可能になります

現行の任意継続被保険者制度は、資格を取得した日から2年を経過するまでは、被保険者からの任意の申し出による資格喪失はできません。今回の改正で、被保険者が資格喪失を希望する旨を被保険者に申し出た場合、その申出が受理された日の翌月1日に資格喪失（任意脱退）が認められるようになります。

② 標準報酬月額を規約で定めることが可能になります

任意継続被保険者の保険料は、「ア.健保組合の全被保険者の平均標準報酬月額」または「イ.本人の退職時の標準報酬月額」のいずれか低い額に保険料率を掛けて算出していますが、「イ.退職時月額」が「ア.平均月額」を上回る場合、健保組合の規約により、「イ」の額又は「ア」と「イ」の範囲内で定められた額を基に算出することが可能となります。
※当健保組合では、この取扱いについて、現在検討中です。

● 育児休業期間中の保険料免除の見直し

令和4年10月から

① 保険料免除の要件が見直されます

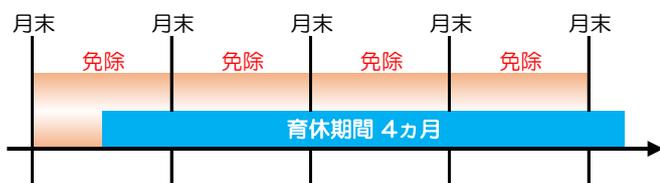
現在は月末時点で育児休業を取得している場合に免除対象となりますが、月内に14日以上の子育て休業を取得した場合も保険料が免除されるようになります。

② 賞与にかかる保険料の免除要件が見直されます

賞与にかかる保険料は1ヵ月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象となるように変更されます。

◆ 今後の育児休業中の保険料免除要件（①の場合）

【長期間の育休の場合】（※扱い変わらず）



【短期間の育休の場合】

